

# 三宅村

第3期障害者計画

第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

三宅村

## 目 次

1	計画の策定にあたって	・・・	1
	(1) 計画策定の趣旨		
	(2) 計画の位置づけ		
	(3) 計画の期間		
2	障害者を取り巻く現状と課題	・・・	4
	(1) 人口及び障害者データ		
	(2) アンケート調査結果		
3	計画の基本方針(障害者計画)	・・・	20
	(1) 基本理念		
	(2) 基本目標		
4	障害福祉サービス等の提供体制確保の方策 (障害福祉計画、障害児福祉計画)	・・・	22
	(1) 国の指針に基づく成果目標		
	(2) 障害福祉サービスの見込み量		
	(3) 地域生活支援事業		
	(4) 補装具		
5	計画の推進に向けて	・・・	33
	(1) 計画の推進体制		
	(2) 計画の進捗管理と評価		

### 参考資料

- (1) アンケート
- (2) 三宅村障害者福祉計画等策定委員会設置要綱
- (3) 三宅村障害者福祉計画等策定委員会委員名簿
- (4) 開催経過

# 1 計画の策定にあたって

## (1) 計画策定の趣旨

平成25年度に「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)として施行されました。同法においては、「障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかを選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない」旨を基本理念に掲げています。

また同法では、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや、障害者等に対する支援の拡充も行われました。

本村では、平成17年度に障害者基本法に基づく「障害者計画」を、平成18年度に障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を策定し、3ヶ年ごとに見直しを行い、前回の平成29年度には新たに「障害児福祉計画」を併せて策定いたしました。

今回は、第5期障害福祉計画、第2期障害者計画、第1期障害児福祉計画が共に令和2年度をもって計画期間が終了することから、令和3～5年度の次期計画を策定いたします。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3つの計画の調和を保ちながら、三宅村総合計画、三宅村地域福祉計画など、村の関連する計画との整合性を図り、一体となって推進するものです。

### ①障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画で、村の障害者施策を総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

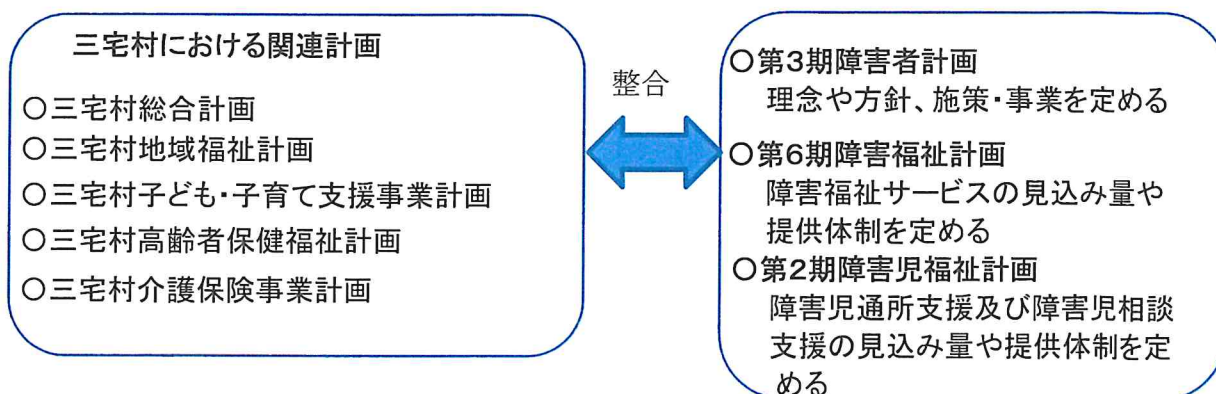
### ②障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、計画年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める計画です。

### ③障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

#### ○三宅村の障害計画の関連計画



### (3) 計画の期間

計画期間については、社会情勢の変化や障害者等のニーズに対応するために、3ヶ年ごとに見直しを図ることとします。

#### 障害者基本法に基づく「障害者計画」

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
第1期(平成18年度～)									第2期			第3期		

#### 障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
第2期			第3期			第4期			第5期			第6期		

#### 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
									第1期			第2期		

(参考)

#### 三宅村総合計画

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
第4次			第5次									第6次		

## 2 障害者を取り巻く現状と課題

### (1)人口及び障害者データ

#### ①人口

(各年とも4月1日現在の住民基本台帳人口・単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口	2,746	2,722	2,686	2,607	2,535	2,497	2,447	2,386	2,361
うち、65歳以上	998	1,017	1,042	1,027	1,014	999	987	959	952
うち、18歳未満	262	256	256	248	240	244	242	239	244

#### ②障害者データ

##### A 身体障害者数

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
手帳保持者	145	152	162	153	135	131	125	119	110
人口に対する 障害者割合	5.3%	5.6%	6.0%	5.9%	5.3%	5.2%	5.1%	5.0%	4.7%
うち、65歳以上	109	115	121	116	104	99	94	93	86
障害者における 65歳以上割合	75.2%	75.7%	74.7%	75.8%	77.0%	75.6%	75.2%	78.2%	78.2%
うち、18歳未満					0	0	0	0	0
障害者における 18歳未満割合					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

##### ・手帳の内訳

(級別)

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	38	42	46	45	43	47	46	43	38
2級	38	39	39	35	27	23	19	17	14
3級	29	29	29	27	27	26	24	22	20
4級	24	25	30	30	26	27	28	30	29
5級	10	10	10	7	5	4	5	5	7
6級	6	7	8	9	7	4	3	2	2
合計	145	152	162	153	135	131	125	119	110

##### 〈障害内容別〉 重複あり

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
上肢	40	42	43	40	36	35	34	30	24
下肢	83	87	90	86	74	71	64	60	56
体幹	27	30	30	25	20	17	18	17	12
視覚	11	10	9	9	8	8	8	7	6
聴覚	11	11	13	11	9	7	8	7	8
音声・言語	6	6	6	5	5	7	7	7	5
そしゃく	2	2	2	2	2	2	2	2	1
呼吸器	2	2	2	2	1	2	2	2	2
じん臓	3	2	4	5	7	8	8	9	8
膀胱直腸	4	2	4	4	4	5	6	6	6
心臓	17	20	21	22	19	21	19	16	17
合計	206	214	224	211	185	183	176	163	145

## B 知的障害者数

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
手帳保持者	27	27	30	31	29	30	32	31	29
人口に対する障害者割合	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%	1.2%
うち、65歳以上	4	4	4	4	4	4	4	4	5
障害者における65歳以上割合	14.8%	14.8%	13.3%	12.9%	13.8%	13.3%	12.5%	12.9%	17.2%
うち、18歳未満					1	2	4	4	4
障害者における18歳未満割合					3.4%	6.7%	12.5%	12.9%	13.8%

### ・手帳の内訳

(級別)

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2度	5	5	5	5	5	5	5	5	4
3度	12	12	13	13	11	11	11	10	9
4度	10	10	12	13	13	14	16	16	16
合計	27	27	30	31	29	30	32	31	29

## C 精神障害者数

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
精神障害者手帳保持者	21	20	21	24	23	24	25	25	23
総人口に対する障害者割合	0.8%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
うち、65歳以上	9	6	6	6	8	6	8	8	8
障害者数に対する65歳以上割合	42.9%	30.0%	28.6%	25.0%	34.8%	25.0%	32.0%	32.0%	34.8%
うち、18歳未満					0	0	0	0	0
障害者における18歳未満割合					0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 65歳以上は介護保険制度が優先になります。

### ・手帳の内訳

(級別)

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	2	2	2	3	1	0	0	0	0
2級	14	13	13	14	15	16	16	16	14
3級	5	5	6	7	7	8	9	9	9
合計	21	20	21	24	23	24	25	25	23

(備考)

### ・自立支援医療(精神通院)

…精神通院時に医療機関・薬局での自己負担を1割に助成する制度

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
受給者証所持者	37	36	37	39	41	41	40	42	39

D 難病医療

… 難病に係る医療費を助成する制度

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
医療券所持者		23	27	33	34	34	33	37	31

※ 障害者総合支援法の施行に伴い、障害福祉サービスの対象に難病が追加(平成25年4月から)

E 福祉サービス利用状況

複数利用者あり

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行動援護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護	11	11	11	11	9	9	9	7	7
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	1	1	1	0	0	0	0	2	2
就労移行支援	0	0	0	0	0	0	0	1	1
就労継続支援(A型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(B型)	0	1	1	1	3	2	1	2	2
療養介護	3	3	3	3	3	3	3	3	3
福祉型短期入所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療型短期入所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	3	3	5	6	7	7	7	7	7
共同生活介護	3	2							
施設入所支援	10	10	10	10	9	8	8	7	8
計画相談支援	0	0	0	0	4	9	11	15	18
地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉型児童入所支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療型児童入所支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	31	31	31	31	31	29	28	29	30

※65歳以上は介護保険制度が優先になります。



F 障害支援区分認定者数

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
6	4	5	6	5	5	6	6	5	5
5	2	1	2	3	4	4	4	4	5
4	5	5	5	6	4	2	2	3	3
3	1	1	1	0	1	1	1	1	3
2	2	2	2	3	3	4	4	4	5
1	2	2	3	2	1	0	0	0	1
支援区分なし	3	3	1	1	1	1	1	1	2
合計	19	19	20	20	19	18	18	18	24

※平成25年度以前については、障害程度区分認定者数

G 村内における事業所数

(各年とも4月1日現在・単位：事業所数)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※平成21年 めぐりケアセンター 1ヶ所

## (2) アンケート調査

### ・調査の概要

#### (1) 目的

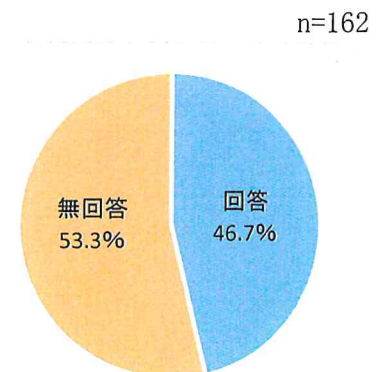
三宅村障害福祉計画の策定にあたり、障害福祉に関するニーズを把握すると共に、今後の施策展開の基礎資料として本調査を実施し、本計画及び今後の障害福祉行政へと反映させることを目的としています。

#### (2) 調査の実施方法と回収状況

- ・対象者 令和2年11月1日現在において、障害者手帳(身体・知的・精神)及び精神通院受給者証をお持ちの方
- ・調査方法 郵送による配布・回収
- ・調査期間 調査票作成 令和2年11月  
調査の実施 令和2年11月27日(金)から12月22日(火)  
集計 令和3年1月

#### (3) 回収結果

	H29年度		R2年度	
	人数	割合	人数	割合
対象者	184	100.0%	162	100.0%
回答	86	46.3%	75	46.3%
無回答	98	53.3%	87	53.7%



回収率は、前回の46.7%に対し、今回は46.3%となり、ほぼ同じとなりました。

◆障害種別ごとの回収状況

n=162

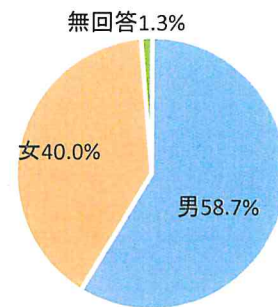
種 別(重複あり)	配布数	回収数	回収率
身体障害	104	42	40.4%
精神障害(精神自立支援受給含む)	34	27	79.4%
知的障害	24	13	54.2%

障害種別ごとの回収状況は、身体障害が40.4%と低くなっています。身体障害の回収率が低い要因として高齢化率が高いこと(77%)が推測されます。(障害種別ごとの高齢化率、身体障害77%、知的障害17%、精神障害21%)

問1 性別

n=75

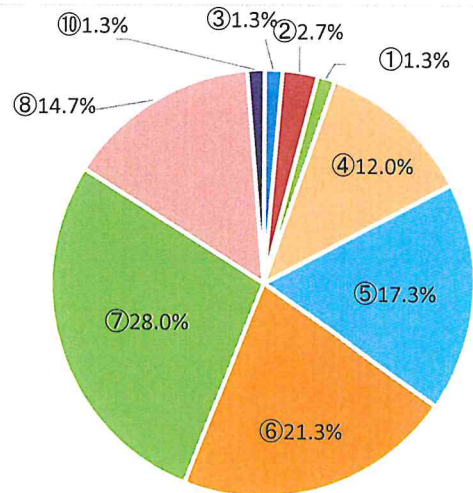
	H26年度	R2年度	
	人 数	人 数	割 合
① 男	45	44	58.7%
② 女	41	30	40.0%
③無回答	0	1	1.3%
合 計	86	75	



問2 年齢層

n=75

	H29年度	R2年度	
	人 数	人 数	割 合
① 0歳～19歳	1	1	1.3%
② 20歳～29歳	1	2	2.7%
③ 30歳～39歳	2	1	1.3%
④ 40歳～49歳	10	9	12.0%
⑤ 50歳～59歳	15	13	17.3%
⑥ 60歳～69歳	11	16	21.3%
⑦ 70歳～79歳	20	21	28.0%
⑧ 80歳～89歳	21	11	14.7%
⑨ 90歳～	5	0	0.0%
⑩ 無回答	0	1	1.3%
合 計	86	75	



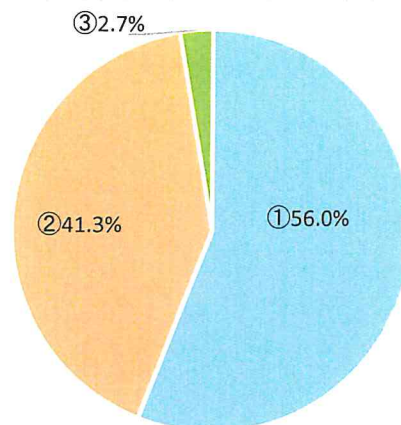
回答者の年齢層は、「60歳代」～「80歳代」が多く、64%を占めています。

### 問3 同居者の有無

n=75

	H29年度		R2年度	
	人数	人数	割合	
① いる	50	42	56.0%	
② いない	34	31	41.3%	
③ 無回答	2	2	2.7%	
合計	86	75		

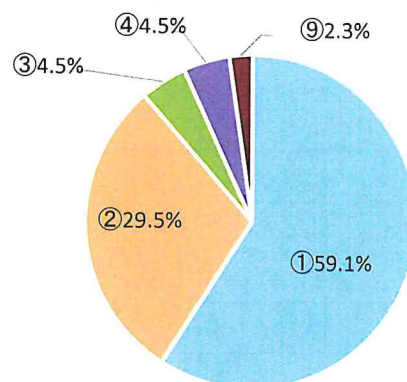
回答者の41.3%の方が独居での生活を送っていることが分かります。



#### ◆同居者数

同居者数	H29年度		R2年度	
	人数	人数	割合	
① 1名	24	26	59.1%	
② 2名	11	13	29.5%	
③ 3名	4	2	4.5%	
④ 4名	1	2	4.5%	
⑤ 5名	1	0	0.0%	
⑥ 6名	1	0	0.0%	
⑦ その他	3	0	0.0%	
⑨ 無回答	5	1	2.3%	
合計	50	44		

n=44



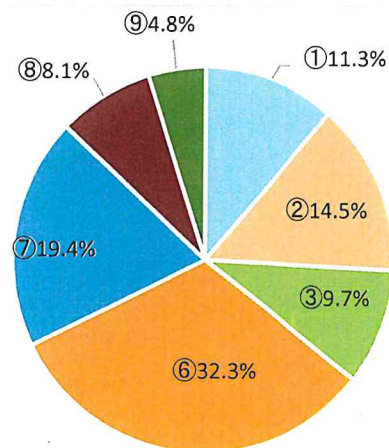
同居者がいる場合でも、同居されている方は「1名」である場合が59.1%と多くなっています。

#### ◆同居されている方の続柄

複数回答あり

同居者続柄	H29年度		R2年度	
	人数	人数	割合	
① 父親	7	7	11.3%	
② 母親	7	9	14.5%	
③ 兄弟姉妹	5	6	9.7%	
④ 祖父	0	0	0.0%	
⑤ 祖母	0	0	0.0%	
⑥ 配偶者	25	20	32.3%	
⑦ 子	12	12	19.4%	
⑧ その他	9	5	8.1%	
⑨ 無回答	1	3	4.8%	
合計	66	62		

n=62



配偶者(32.3%)、子ども(19.4%)と共に生活されている方が多いことがわかります。

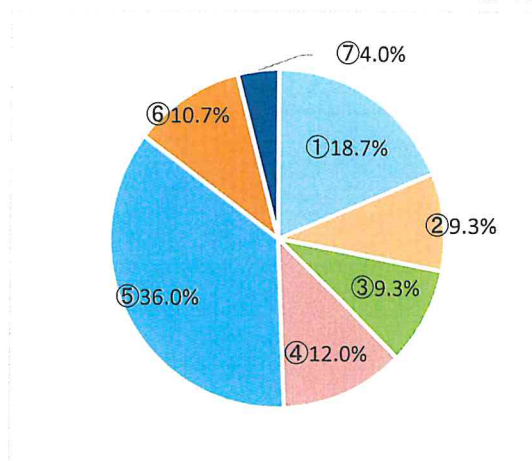
◆その他の内訳

その他 内訳	H29年度	R2年度
	人数	人数
施設入所者	3	1
グループホーム	2	0
姉妹	1	0
姉妹の配偶者	1	0
義父	1	0
孫	1	3
無回答	0	1
合計	9	5

問4 居住地区

n=75

	H29年度	R2年度	
	人数	人数	割合
① 神着	11	14	18.7%
② 伊豆	13	7	9.3%
③ 伊ヶ谷	6	7	9.3%
④ 坪田	11	9	12.0%
⑤ 阿古	32	27	36.0%
⑥ 島外	13	8	10.7%
⑦ 無回答	0	3	4.0%
合計	86	75	

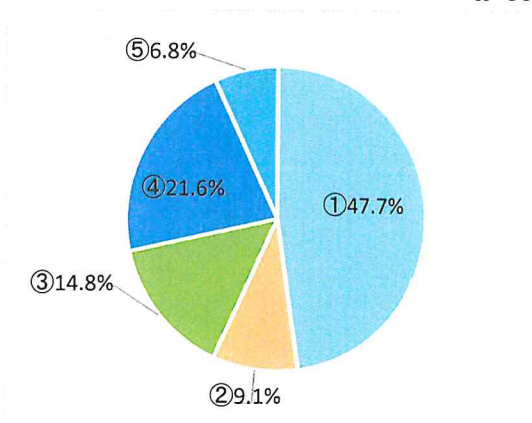


阿古地区が36%と多くなっています。これは、あじさいの里の入所者も含まれることも要因として考えられます。

問5 手帳種別

n=88

複数回答あり	H29年度	R2年度	
	人数	人数	割合
① 身体障害者手帳	58	42	47.7%
② 精神保健福祉手帳	11	8	9.1%
③ 愛の手帳	13	13	14.8%
④ 精神通院受給者証	16	19	21.6%
⑤ 無回答	2	6	6.8%
合計	100	88	

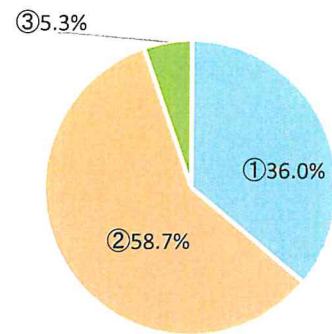


「身体障害者手帳の保持者」が47.7%と、約半数を占めています。

## 問6 就労

n=75

	H29年度	R2年度	
	人数	人数	割合
① している	23	27	36.0%
② していない	63	44	58.7%
③ 無回答	0	4	5.3%
合計	86	75	



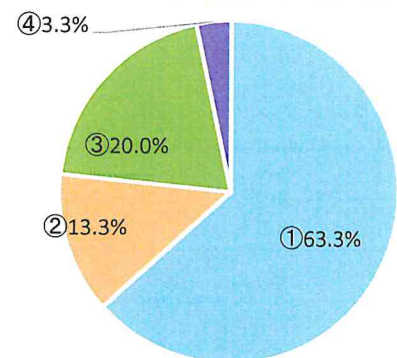
就労していない方が58.7%となっています。60歳以上の方が多いためと考えられます。

### (1) 就労されていない方の平日の主な活動場所

複数回答あり

日中の活動場所	H29年度	R2年度	
	人数	人数	割合
① 自宅内	46	38	63.3%
② 入所施設内	10	8	13.3%
③ その他	10	12	20.0%
④ 無回答	6	2	3.3%
合計	72	60	

n=60

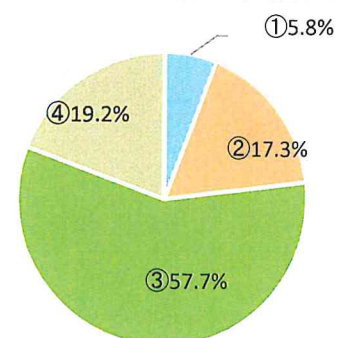


就労していない場合、日中自宅で過ごされている方が多いことがわかります。

### (2) 就労していない方の就労希望

就労希望	H29年度	R2年度	
	人数	人数	割合
① 強く思う	3	3	5.8%
② 良い職場があれば思う	14	9	17.3%
③ 思わない	33	30	57.7%
④ 無回答	18	10	19.2%
合計	68	52	

n=52

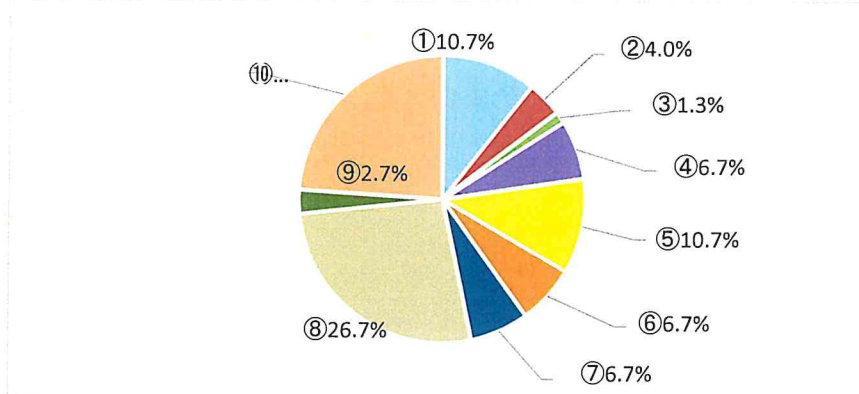


就労を希望しない方が57.7%と多くなっています。高齢者が多いためと考えられます。

問7 年収

	H29年度		R2年度	
	人数	人数	割合	
① なし	5	8	10.7%	
② 1円～200,000円	6	3	4.0%	
③ 200,001円～400,000円	7	1	1.3%	
④ 400,001円～600,000円	4	5	6.7%	
⑤ 600,001円～800,000円	15	8	10.7%	
⑥ 800,001円～1,000,000円	8	5	6.7%	
⑦ 1,000,001円～1,250,000円	6	5	6.7%	
⑧ 1,250,001円～	16	20	26.7%	
⑨ 分からない	0	2	2.7%	
⑩ 無回答	18	18	24.0%	
合計	85	75		

n=75



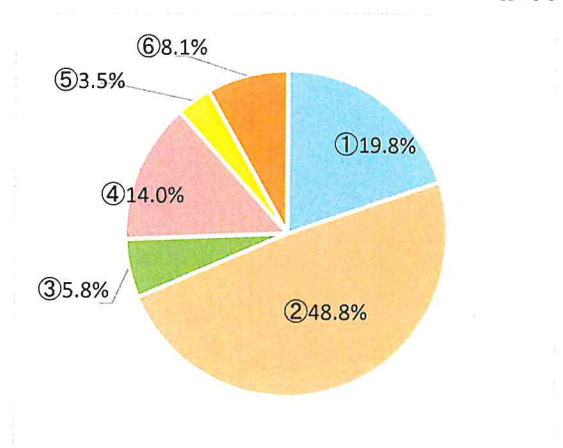
「125万円以上」の年収の方が26.7%、「60～80万円」「なし」が10.7%と続いています。比較的軽度の障害の方は一般就労、その他の方は年金や生活保護を受給していると考えられます。

◆収入の内訳

複数回答あり

収入内訳	H29年度		R2年度	
	人数	人数	割合	
① 給料	18	17	19.8%	
② 年金	58	42	48.8%	
③ 福祉手当	7	5	5.8%	
④ 生活保護	6	12	14.0%	
⑤ その他	3	3	3.5%	
⑥ 無回答	8	7	8.1%	
合計	100	86		

n=86

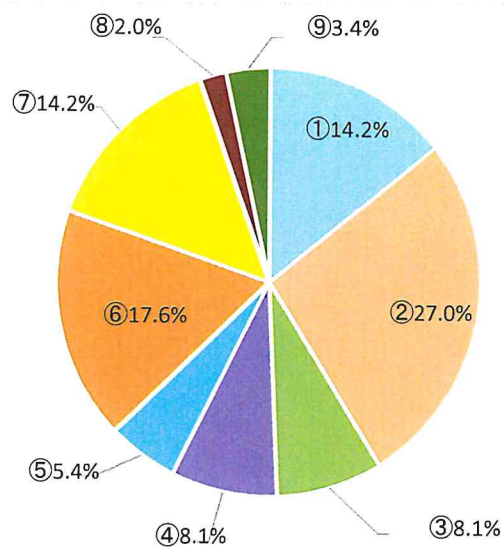


「年金」を受給されている方が48.8%と約半数を占めています。

## 問8 日常の悩み

n=148

複数回答あり	H29年度	R2年度	
	人数	人数	割合
① 金銭面	22	21	14.2%
② 健康面		40	27.0%
③ 近所付き合い	9	12	8.1%
④ 相談相手	12	12	8.1%
⑤ 就労	10	8	5.4%
⑥ 将来不安	38	26	17.6%
⑦ 特になし	29	21	14.2%
⑧ その他	9	3	2.0%
⑨ 無回答	5	5	3.4%
合計	134	148	



「健康面」が27%、「将来不安」が17.6%、「金銭面」が14.2%と続いています。

### ◆その他の内訳

その他 内訳
役場の手続き
島内の移動
話し相手がない

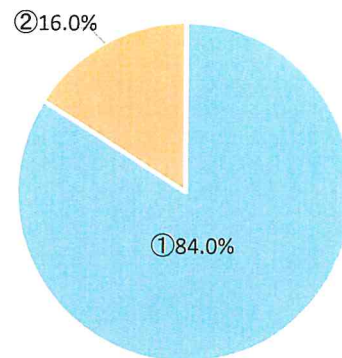


## 問9 相談相手

n=75

	H29年度	R2年度	
	人数	人数	割合
① いる	69	63	84.0%
② いない	12	12	16.0%
③ 無回答	5	0	0.0%
合計	86	75	

84%の方が相談相手がいると回答しています。

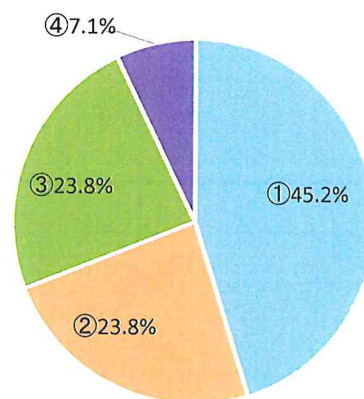


### (1) 相談相手が住む場所

複数回答あり

相談相手の場所	H29年度	R2年度	
	人数	人数	割合
① 同じ地区	36	38	45.2%
② 島内	34	20	23.8%
③ 島外	24	20	23.8%
④ 無回答	11	6	7.1%
合計	105	84	

69%の方が「同じ地区」、「島内」にいると回答しています。



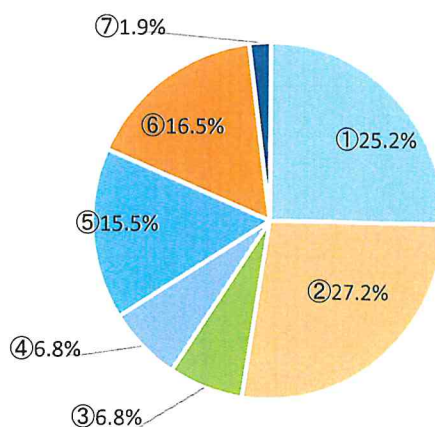
n=84

### (2) 相談相手との関係

複数回答あり

相談相手	H29年度	R2年度	
	人数	人数	割合
① 同居家族	22	26	25.2%
② 親族	27	28	27.2%
③ 近所の人	16	7	6.8%
④ 別居家族	14	7	6.8%
⑤ 友人	16	16	15.5%
⑥ 福祉関係者	21	17	16.5%
⑦ その他	4	2	1.9%
⑧ 無回答	2	0	0.0%
合計	122	103	

「親族」が27.2%、「同居家族」が25.2%、「福祉関係者」が16.5%と続いています。より多くの方が「福祉関係者」に相談できる体制を整える必要があります。



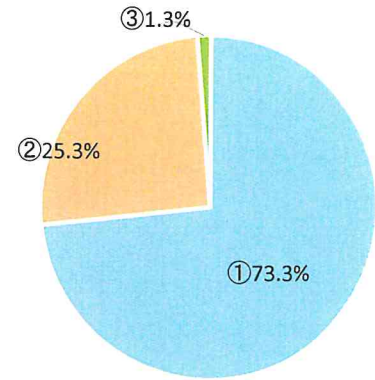
n=103

## 問10 災害避難

n=75

	H29年度	R2年度	
	人数	人数	割合
① できる	52	55	73.3%
② できない	27	19	25.3%
③ 無回答	7	1	1.3%
合計	86	75	

「避難できない方」と回答された方が25.3%となりました。

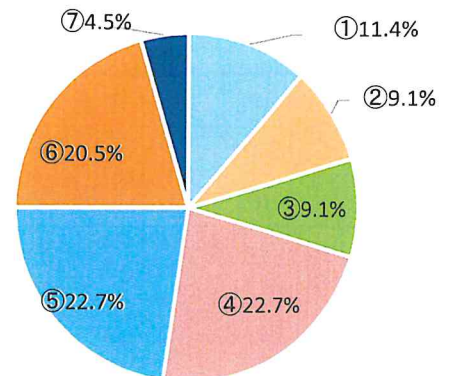


### (1) 避難できない理由

複数回答あり

n=44

できない理由	H29年度	R2年度	
	人数	人数	割合
① 日中に家族がいない	7	5	11.4%
② 頼れる人がいない	6	4	9.1%
③ 避難先が分からない	4	4	9.1%
④ 移動手段(車)がない	10	10	22.7%
⑤ 体が不自由	15	10	22.7%
⑥ 放送が聞き取れない	8	9	20.5%
⑦ その他	3	2	4.5%
合計	53	44	

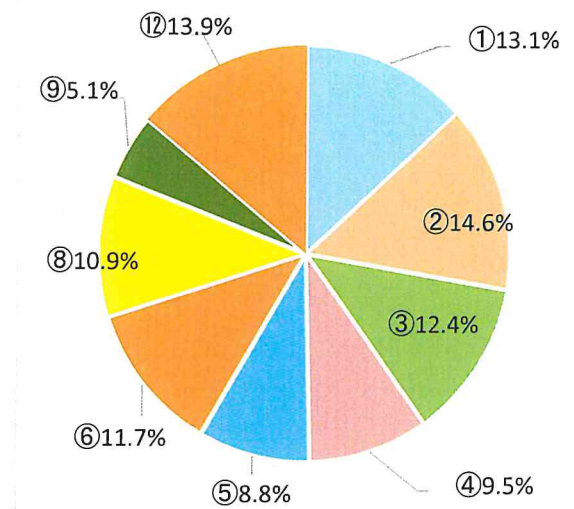


「移動手段がない」、「体が不自由」と回答された方が22.7%、「放送が聞き取れない」が20.5%となりました。災害時の避難対策について、防災担当部署とより緊密な連携をとって対応にあたる必要があります。

## 問11 利用したいサービス

n=137

複数回答あり	H29年度	R2年度	
	人数	人数	割合
① 日中に集まれる場所	12	18	13.1%
② 入所できる施設	22	20	14.6%
③ 外出のための支援	19	17	12.4%
④ 就労につながる支援	13	13	9.5%
⑤ 訪問サービス(家事・入浴・排泄)	18	12	8.8%
⑥ 相談できる場所	13	16	11.7%
⑦ 手話通訳者の派遣	4	0	0.0%
⑧ 成年後見制度	8	15	10.9%
⑨ ゴミ出し支援	11	7	5.1%
⑩ 買い物支援	17	0	0.0%
⑪ その他	7	0	0.0%
⑫ 無回答	26	19	13.9%
合計	170	137	



### ◆その他の内訳

その他 内訳
専門家、リハビリ施設、安心できる場所

「入所できる施設」が14.6%、「日中集まれる場所」が13.1%、「外出のための支援」が12.4%と続いています。高齢者実態調査でも同じような回答がありました。「施設」、「通いの場」、「外出支援」の3つの項目は、高齢者福祉、障害者福祉の共通の課題とすることがわかります。

## 問12 自由記載

### ・ 障害福祉サービス

1	病気の関係で体が動かなくなってしまった時、体を動かすのに一緒に手伝ってくれる人がいたらすごく助かる。
2	住み慣れた島で一生終わりたい。遠くへ行きたくない。入所できる施設を早く作って欲しいです。親も年を取っているのでGHでもいいですから。
3	障害者と暮らす家族が、体調を崩し世話ができなくなった場合、障害者を受け入れられる施設（GH・ショートステイ）を欲しい。ある程度年齢になると、介護保険で何かのサービスが受けれて多少悩みも解消されるが、その年齢に達しない障害者には居場所がない。本来ならば住み慣れた場所で家族の顔の見える場所で生活できる。地域で支えあいながら生活していける体制がないため、外へ出なければならなくなるのが現状。三宅村の基本理念からいっても早急に考えて欲しい。障害者に対し、もう少しサービス、制度等の情報を欲しい、そのためにも1年に2～3回一同に集まる機会を欲しい。以前は障害者相談員の制度もあったのですが？その有無は？
4	日常での生活で、見守りや他（今は家族、両親の支援）の手助けを必要として生活を送る中、家族が支援できなくなったときに自分自身、自立しなくてはならなくなった時、相談できる窓口があると安心できると思っています。また就労支援があると助かります。
5	村独自で行っているサービスはタクシー券くらいでしょうか？日常的に関わってくれたり、相談することができるとありがたいです。（入所施設はなかなか難しいと思うので）障害を持った人の家族のショートステイなどがあると助かると思います。
6	現在神奈川県厚木市のGHに在籍しております。家賃の助成が三宅村は無い為家賃助成を望みます。よろしくをお願いします。

### ・ 生活面

1	障害があり、働かせてくれる所がなく、生活して行けず困っているので、住宅料金、保険料などの支払い料金を下げるなどをして欲しい。役場に行くと「滞納料金を払ってください」と取り立てされますが、それをする前に誰が何に困っているか気付いて対処してほしいです。
2	病気の関係で体が動かなくなってしまった時、体を動かすのに一緒に手伝ってくれる人がいたらすごく助かる。
3	けがをしてから神着の墓地には行くことが出来なくなりました。墓地に行きやすいように「スロープ」を作って欲しい。他の足の悪い人なども欲しいと思う。

### ・ 交通面

1	年に数回通院のため上京するので、宿泊などに補助があると助かる。子供が障害があるので自分が生きている間に島に施設ができると良いのだが。
2	年を重ねるごとに病院に行く機会が増えます。往復の交通費、宿泊の費用、宿泊場所の確保はむずかしい事です。年収は決まっているのに病気になるのは決まっておりません。とても不安です。

・ 就労面

1	病院からの診断書で8割勤務をしているのですが、将来働き続けているのか不安なので就労等におけるカウンセリングを受けられる所ができるといいなと思います。
---	--

・ その他

1	役場の窓口で文鎮を置いてもらいたい。
2	学園にはいろいろな方がいるので困る。
3	2020.11.1特に希望することはない。(満足している。)
4	三宅島に帰りたいです。
5	温泉が早くつかえるように。

【調査回答結果からの考察】

- ①アンケート調査回答者の約4割の方が独居生活を送っている。
- ②同居者がいる場合でも、同居者数は1名の方が多い。
- ③健康面、金銭面、将来への不安を持つ方が多い。
- ④福祉関係者へ相談されている方が少ない。
- ⑤災害時の避難の際、自力で避難できないと回答された方が一定数いる。
- ⑥「入所できる施設」、「通いの場」、「外出支援」は高齢者実態調査でも共通の課題となっている。

以上のことから、

- ①障害を持つ方の在宅生活の支援等について、既存の事業(タクシー代助成、いぶき、通院送迎、ごみ出し支援、配食サービス等)及び相談場所の周知
- ②災害時の避難要支援者については、防災担当と連携を強化し対応
- ③同居者亡き後の入所施設、日中気軽に立ち寄れる通いの場の設置の検討などが必要な施策として考えられます。

### 3 計画の基本方針

(障害者計画)

#### (1) 基本理念

第2期計画では、障害のある人もない人も、誰しものが地域で支えあいながら暮らす事のできる環境づくりを目指すノーマライゼーションの考え方に基づき、【障害者が安全に安心して暮らせる村づくり・地域で支えあいのできる村づくり】としています。

今期もその考え方に基づき、

#### 三宅村の基本理念

- ① 【安全・安心】 障害者が安全に安心して暮らせる村づくり
- ② 【共生・理解】 地域で支えあいのできる村づくり

とします。

また、その理念を実現するために、以下の6つの項目を基本目標に掲げ、施策を展開してまいります。

#### 基本目標

- ①安心・安全な日常生活の支援
- ②地域での自立した生活環境づくり
- ③地域におけるいきいきした活動の支援
- ④暮らしやすい福祉のまちづくり
- ⑤利用者本位のサービス選択
- ⑥障害者虐待防止、差別解消へ対応強化

## (2) 基本目標

### ①安心・安全な日常生活の支援

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障害のある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるよう、社会参加や自立への支援に努めます。

また、島内のグループホーム設置について、村の総合計画と整合性を図りながら検討してまいります。

#### 主な事業

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ・心身障害者福祉手当         | ・心身障害者医療費助成(マル障) |
| ・重度心身障害者日常生活用具給付事業 | ・障害者自立支援協議会      |
| ・心身障害者扶養共済制度       | ・各種障害者手帳の相談      |

### ②地域での自立した生活環境づくり

成長段階や障害の特性に応じて必要なサービスを受けられるよう情報提供を行い、地域での自立した生活の促進を図ります。また、村の既存福祉事業についても、広報・リーフレットやホームページ等を利用して情報を発信してまいります。(文言修正)

#### 主な事業

- |   |               |
|---|---------------|
| ・子ども家庭支援センター                            | ・児童巡回相談       |
| ・心身障害者機能訓練等事業                           | ・福祉サービス総合支援事業 |
| ・自立支援医療(更生・育成)、特別支援教育の診断書取得時の通院支援(交通費等) |               |
| ・成年後見制度利用支援事業                           |               |

### ③地域におけるいきいきした活動の支援

生きがいのある暮らし、社会参加の実現などを目指して、障害のある方の就労機会の確保支援、地域における交流を図るための自主的な活動の支援など地域社会の中に積極的に参加できる施策を推進します。

#### 主な事業

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ・地域活動支援センター(いぶき) | ・身体障害者用自動車改造費助成事業  |
| ・心身障害者地域緑化推進事業   | ・心身障害者自動車運転教習費助成事業 |
| ・心身障害者巡回相談       | ・通いの場の設置に向けた検討     |

### ④暮らしやすい福祉のまちづくり

障害のある方が、自らの意志によって自由に活動することができるように、生活上のバリアを取り除くための施策を推進します。

#### 主な事業

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| ・バリアフリーの推進  | ・心身障害者タクシー利用助成事業 |
| ・通院送迎サービス事業 | ・補装具費支給          |
| ・ごみ出し支援事業   | ・災害時要援護者の避難支援    |

## ⑤利用者本位のサービス選択

障害者総合支援法に基づき、利用者により良い福祉サービスを提供できるように障害福祉窓口や障害福祉サービスの周知をしていきます。

また、当事者から直接要望を吸い上げるための場の設置について検討していきます。

主な事業

- |                                |                   |
|--------------------------------|-------------------|
| ・障害福祉サービス受給者証                  | ・療養介護医療受給者証       |
| ・自立支援医療(精神通院・小児精神入院・更生医療・育成医療) |                   |
| ・障害者移動支援事業                     | ・都営交通、民営バス等の無料乗車券 |

## ⑥障害者虐待防止、差別解消へ対応強化

村が中心となり、障害者の虐待防止の広報、普及、啓発を進めるとともに、権利擁護に関わる相談機関との連携を強化し、地域ぐるみでの支援体制を図っていきます。

警察、医療機関等の関係機関や民生委員等との連携により、虐待等の早期の発見・対応と見守りを行ってまいります。

主な事業

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| ・相談窓口の強化  | ・地域福祉権利擁護事業      |
| ・虐待一時保護事業 | ・障害者差別解消等に係る普及啓発 |



## 4 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策 (障害福祉計画／障害児福祉計画)

### (1) 国の指針に基づく成果目標

#### ①前期計画の(第5期)の達成状況

##### ア)施設入所者の地域生活への移行

	目標値	実績値
【基準】平成28年度末の施設入所者数		11
【目標値】平成32年度末までの施設入所者からGH等へ移行する予定者数	1	0
【目標値】平成32年度末までに施設入所から退去する予定者数	1	0

GH等へ移行する者の数を国の基本指針(28年度末時点の12%以上を地域福祉へ移行)目標値を1人と設定しておりましたが、本村の入所者の多くは重度の方や重複障害の方であり、目標を達成にいたりませんでした。施設を退去される方の目標値(国の基準:平成28年度末の施設入所者の2%)については、2名の方が退所しましたが、療養型病院、養護老人ホームへの入所で、いずれも地域移行とはなりません。

##### イ)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	目標値	実績値
【目標値】平成32年度末までに協議の場を整備する数	1	1

福祉健康課が中心となり、関係機関と連携しながらケースごとに協議する場を設けた。

##### ウ)一般就労への移行者数

	目標値	実績値
【目標値】平成32年度末までに一般就労すると考えられる数	0	1

国の基準では「平成28年の1.5倍の数」を目標値としています。三宅村では平成28年度がゼロであったため、目標値をゼロとしていましたが、実績としては、昨年12月に1件一般就労に移行した方がいました。

##### エ)地域生活支援拠点等の整備

	目標値	実績値
【目標値】平成32年度末までに地域支援拠点又は面的な体制を整備する数	1	0

関係機関の協力により、相談、島外での体験等を行うことができたものの、島内にグループホーム等の事業者がないため、緊急時の受入れ等を行う拠点が課題となっています。

##### オ)児童発達支援センターの設置

	目標値	実績値
【目標値】平成32年度末までの整備する数	1	0

三宅村での通所施設の設置は、人的問題、施設整備の問題から現時点では困難な状況となっています。現在は必要に応じて関係機関と協議して対応しておりますが、引き続き検討・研究してまいります。

カ) 医療的ケア児のための協議の場の設置

	目標値	実績値
【目標値】 平成30年度末までの整備数	1	0

医療的ケア児については、村内の事業所や医療体制が十分でないため、現状での対応は困難です。現在村ができることは、必要に応じて関係機関と連携し、家族からの相談に対して必要な情報の提供を行うことに限られていることから、機関等の常設は行っておりません。

キ) その他目標を設定しなかった項目

◆福祉施設から一般就労への移行等

- ①就労移行支援事業所の利用者数
- ②就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合
- ③就労定着支援1年後の就労定着の割合

三宅村内に就労移行支援事業所を設置することは困難であることから、目標値は設定していません。

◆基幹相談支援センターの設置

第5期計画では、設置について「検討する」ととどめています。次期計画では、委託を含め検討を進めてまいります。

◆障害児支援の提供体制の整備等

- ①保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ②主に重症心身障害児を支援するサービスの確保

三宅村内に事業所を設置するのは困難との理由から、目標値はゼロとしています。

## ②次期(第6期)計画の数値目標

国が示した「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(令和2年)に基づき、次に掲げる事項について、成果目標を設定しました。

### ア)施設入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行すること、また1.6%以上削減すること。

#### 【三宅村の目標】

入所施設は、全て島外にあります。三宅村の令和元年度末時点での施設入所者は6人で、入所者の多くは重度の方や重複障害の方で、今後の移行については、困難が想定されます。このことから今回は数値目標を定めていません。

### イ)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【国の基本指針】

- A 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数316日以上
- B 精神病床における1年以上長期入院患者数
- C 精神病床における早期退院率

#### 【三宅村の目標】

現在三宅村に精神病床に長期入院されている方はいないことから、今回は目標値を定めていません。

### ウ)地域生活支援拠点等の整備

#### 【国の基本指針】

各市区町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

#### 【三宅村の目標】

	目標値
令和5年度末までに地域支援拠点又は面的な体制を整備する数	1(箇所)

障害者の重度化や高齢化や親亡き後を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者やその家族が安心して生活するために、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点の整備が求められています。

三宅村では他の自治体を参考にしながら、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保、地域の体制づくりに努めてまいります。

## エ)福祉施設から一般就労への移行等

### 【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。

#### A 一般就労への移行者数の設定(令和元年度の実績に対する倍率)

福祉施設利用者	1.27倍以上
就労移行支援事業	1.30倍以上
就労継続支援事業A型	1.26倍以上
就労継続支援事業B型	1.23倍以上

#### B 就労移行支援事業等で一般就労移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する

#### C 就労定着支援事業による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

### 【三宅村の目標】

三宅村では、島外の事業所等関係機関と連携を取りながら支援を行ってまいります。国の基本指針にある、

#### A 一般就労への移行者数の設定

#### B 就労移行支援事業等で一般就労移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する

C 就労定着支援事業による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上については、全体の利用見込み数が少ないこと、重度(区分4~6)の方が大半を占めること、また、三宅村内に事業所が無いことから、数値目標は定めていません。

## オ)障害児支援の提供体制の整備等

### 【国の基本指針】

#### A 重層的な地域支援体制の構築を目指すため児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各区市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

#### B 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する

#### C 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、及びコーディネーターの配置

- ・令和5年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

### 【三宅村の目標】

現在、三宅村では児童全体の数が少ないこともあり、これらの機関は常設しておらず、その時の必要に応じて、各関係機関と協議して対応しているため今回目標設定はしておりま

せん。医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置についても、対象となる児童が本村で生活することが困難なことから、今計画での目標値設定は見送りました。三宅村において、どのような支援ができるのか検討を継続してまいります。

#### カ) 相談支援体制の充実・強化等

##### 【国の基本指針】

令和5年度末までに各市町村、各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化実施する体制を確保する。

(基幹相談支援センター等の中核的機能を有する事業が担うことを検討する。)

##### 【三宅村の目標】

	目標値
令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施	1(箇所)

基幹相談支援センターの設置と合わせて検討してまいります。

国の基本指針である、地域の相談支援体制の強化については、体制が整った後に検討することといたします。

#### キ) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

##### 【国の基本指針】

令和5年度末までに、各都道府県及び市町村において、障害福祉サービスの質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する。

- ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ・指導監査結果の関係市町村との共有

##### 【三宅村の目標】

	目標値
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1(人)

障害福祉担当が1名のため、毎年1名が研修を受講することとし、目標値を1としました。

国の基本指針に定める、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び指導監査結果の関係市町村との共有については、本村はシステム未使用であること、指定障害福祉サービス事業者等がないため、目標値の設定はいたしません。

## (2) 障害福祉サービス見込量

島内において、早急な事業所の立ち上げは困難であるため、島外の障害福祉サービスを確保していきます。ただし、島内でのグループホームの立ち上げについて、検討していきます。

### ①訪問系サービス

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	R2.9.1	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ時間分	0	0	0	0
重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ時間分	0	0	0	0
同行援護	視覚障害者に、外出先で代筆、代読、移動、排泄、食事等の支援を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ時間分	0	0	0	0
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ時間分	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ時間分	0	0	0	0

### ②日中活動系サービス

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	R2.9.1	R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	実利用者数	人	6	8	8	8
		サービス量	延べ日分	120	160	160	160
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ日分	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ日分	0	0	0	0
就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ日分	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ日分	0	0	0	0
就労継続支援(B型)	就労や生産活動の機会の提供を行います。	実利用者数	人	1	1	1	1
		サービス量	延べ日分	20	20	20	20
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。	実利用者数	人	-	0	0	0
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	実利用者数	人	3	3	3	3
福祉型短期入所(福祉型ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、障害者支援施設等において短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	実利用者数	人	0	1	1	1
		サービス量	述べ人日分	0	30	30	30
医療型短期入所(医療型ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、病院等において短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0

③居住系サービス

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	R2.9.1	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方の支援を行います。	実利用者数	人	-	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。	実利用者数	人	8	9	9	9
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	実利用者数	人	7	8	8	8

・整備見込量(定員数)

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	R2.9.1	R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。	定員数	人	-	0	0	0

④相談支援

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	R2.9.1	R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	サービス等利用計画の作成を行います。	実利用者数	人	15	16	16	17
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0

⑤障害児通所支援

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	R2.9.1	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	障害児に対する支援を行う身近な療育の場を提供する。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療もを行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。	実利用者数	人	-	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	-	0	0	0
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0
保育所等訪問支援	訪問により、集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0

⑥障害児相談支援

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	R2.9.1	各年度とも3月末現在		
					R3年度	R4年度	R5年度
障害児相談支援	サービス等利用計画の作成を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	R2.9.1	各年度とも3月末現在		
					R3年度	R4年度	R5年度
コーディネーターの配置人数	医療的ケア児の支援を総合調整します。	設置人数	人	-	0	0	0

⑧発達障害者等に関する支援

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	R2.9.1	各年度とも3月末現在		
					R3年度	R4年度	R5年度
発達障害者支援地域協議会	発達障害者に対する地域の支援体制の課題の把握及び対応について検討を行う。	設置	回	-	1	1	1



### (3) 地域生活支援事業

障害を持つ方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにニーズを踏まえて、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で、三宅村の創意工夫により事業の詳細を決定し、効果的・効率的な取り組みを行います。

(各年度とも3月末現在)

事業名	事業内容	区分	R2.9.1	R3年度	R4年度	R5年度	
1 理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者(児)の理解を深めるための研修や啓発を行う。	実施有無	有	有	有	有	
方策	社協が実施する「福祉まつり」「緑化活動」等の地域住民と触れ合う場を通じて、啓発活動を行います。						
2 自発的活動支援事業	障害者(児)やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行う。	実施有無	無	無(検討)	無(検討)	無(検討)	
方策	ニーズにより活動を支援してまいります。						
3 相談支援事業	①障害者相談支援事業	障害者(児)やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う。	実施見込箇所	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者等に専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施して強化する。	設置有無	無	無(検討)	無(検討)	無(検討)
	②市町村相談支援機能強化事業	保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行う。	実施有無	無	無(検討)	無(検討)	無(検討)
	③住宅入居等支援事業	保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行う。	実施有無	無	無(検討)	無(検討)	無(検討)
方策	制度改正などに対応できるよう情報提供を行います。						
4 成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用する知的障害者等で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行う。	利用件数	1	1	1	1	
方策	社会福祉協議会が行う「地域福祉権利擁護事業」から成年後見制度まで繋げていきます。						
5 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。	実施有無	無	無(検討)	無(検討)	無(検討)	
方策	島内において安定的に継続できる法人を検討していきます。						

(各年度とも3月末現在)

事業名		事業内容	区分	R2.9.1	R3年度	R4年度	R5年度
6 意思疎通支援事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行う。	利用者数	0	0	0	0
	②手話通訳者設置事業		設置者数	0	0	0	0
方策	ニーズを見極めながら、必要に応じて実施してまいります。						
7 日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	重度障害のある障害者(児)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。	給付件数	0	1	0	1
	②自立生活支援用具		給付件数	0	0	1	0
	③在宅療養等支援用具		給付件数	0	1	0	1
	④情報・意思疎通支援用具		給付件数	0	0	1	0
	⑤排泄管理支援用具		給付件数	16	24	24	24
	⑥居宅生活動作補助用具		給付件数	0	1	0	1
方策	障害者数から利用見込みを推測して、予算確保に努めます。						
8 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員の養成・研修を行う。	登録者数	0	0	0	0	
方策	ニーズを見極めながら、必要に応じて実施してまいります。						
9 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者(児)に、外出のための支援を行う。	利用者数	1	1	1	1	
		延時間数	180	600	600	600	
方策	利用見込みを推測して、予算確保に努めます。						
10 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う。	実施箇所 (基礎的)	1	1	1	1	
		利用者数	6	6	6	6	
方策	障害者にとって居心地のいい場所となるよう内容の充実を検討していきます。						

(各年度とも3月末現在)

事業名		事業内容	区分	R2.9.1	R3年度	R4年度	R5年度
11 その他	① 身体障害者用自動車改造費助成事業	下肢・体幹機能障害者1級、2級の者が就労等により自動車の改造を行う場合に補助を行う。	利用件数	0	1	0	1
	方策	利用見込みを推測して、予算確保に努めます。					
	② 心身障害者自動車運転教習費助成事業	障害者の自動車運転免許取得に対して補助を行う。	利用件数	0	0	1	0
	方策	利用見込みを推測して、予算確保に努めます。					
	③ 障害者地域自立支援協議会	関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う。	実施有無	無(検討)	有	有	有
	方策	立ち上げについて、関係機関と調整を図ります。					

#### (4) 補装具

障害者が日常生活を送る上で必要となる補装具の購入・修理代を助成します。

(各年度とも3月末現在)

事業名		事業内容	区分	R2.9.1	R3年度	R4年度	R5年度
補装具費支給制度		身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具の購入・修理代の助成を行う。	利用件数	0	6	6	6
方策	障害者数から利用見込みを推測して、予算確保に努めます。						

## 5 計画の推進に向けて

### (1) 計画の推進体制

障害者が地域で自立して生活していくためには、障害者当事者やその家族、障害者団体の意見・要望等を活かしていくとともに、福祉、保健、保育、教育、就労などの幅広い分野の連携や地域とのネットワーク化が必要となります。本計画では、村・関係機関・住民が一体となって障害者を支えるネットワークの構築を目指していきます。本計画に掲げた施策等について、国や東京都の実施する各種事業や制度等を活用し、連携を計りながら実施していきます。

また、地域の住民や企業に対して、障害に対する正しい知識の普及に努め、障害者の理解の推進を図るとともに、共生社会の実現を目指します。

### (2) 計画の進捗管理と評価

本計画の進捗管理と評価を行うため、本村においても自立支援協議会を早急に設置いたします。

自立支援協議会において成果目標や施策等に関する実績を把握し、分析・評価を行います。

計画の進捗や効果の評価結果、新たな国・都の施策などに柔軟に対応し、三宅村自立支援協議会の意見を聞きながら、必要に応じて見直しをしていきます。また、本計画において今後検討する事項とした課題については、継続して取り組みを進めていきます。

## 参 考 資 料

# 三宅村障害福祉計画等に係るアンケート

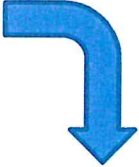
とい せいべつ  
問 1 あなたの性別についてあてはまるものに○をつけてください。

- おとこ おんな  
① 男 ② 女

とい ねんれい  
問 2 あなたの年齢についてあてはまるものに○をつけてください。

- さい さい さい さい  
① 0歳 ~ 19歳 ② 20歳 ~ 29歳  
さい さい さい さい  
③ 30歳 ~ 39歳 ④ 40歳 ~ 49歳  
さい さい さい さい  
⑤ 50歳 ~ 59歳 ⑥ 60歳 ~ 69歳  
さい さい さい さい さいいじょう  
⑦ 70歳 ~ 79歳 ⑧ 80歳 ~ 89歳 ⑨ 90歳以上

とい どうきよ かた こた  
問 3 同居されている方がいるか○をつけてください。また、「いる」と答  
かた じしん どうきよしゃ にんずう きにゆう  
えられた方は、ご自身をのぞいた同居者の人数も記入してください。

- ① いる ( 人) 「いる」場合は、(1)にも  
② いない お答えください。
- 

どうきよ かた そくがら  
(1) 同居されている方の続柄すべてに○をつけてください。

- ちちおや ははおや きょうだいしまい  
① 父親 ② 母親 ③ 兄弟姉妹  
そふ そぼ はいぐうしゃ  
④ 祖父 ⑤ 祖母 ⑥ 配偶者  
こ た  
⑦ 子 ⑧ その他 ( )

とい げんざい す ちく  
問 4 現在、お住まいの地区のあてはまるものに○をつけてください。

- |      |      |       |
|------|------|-------|
| かみつき | い ず  | い が や |
| ① 神着 | ② 伊豆 | ③ 伊ヶ谷 |
| つぼた  | あ こ  | とうがい  |
| ④ 坪田 | ⑤ 阿古 | ⑥ 島外  |

とい げんざい も  
問 5 現在、お持ちであるものすべてに○をつけてください。

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| しんたいしょうがいしゃてちよう   | せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちよう  |
| ① 身体障害者手帳         | ② 精神障害者保健福祉手帳          |
| あい てちよう りよういくてちよう | じりつ しえん いりよう せいしん つういん |
| ③ 愛の手帳(療育手帳)      | ④ 自立支援医療(精神通院)         |

とい げんざい しゅうろう  
問 6 現在、就労をされていますか？あてはまるものに○をつけてください。

- |          |           |
|----------|-----------|
| しゅうろう    | しゅうろう     |
| ① 就労している | ② 就労していない |

↓  
しゅうろう ばあい  
「就労していない」場合は、  
こた  
(1)・(2)にもお答えください。

へいじつ おも かつどう ばしょ  
(1) 平日、主に活動している場所はどこですか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |          |           |
|----------|-----------|
| じたくない    | にゅうしょせつない |
| ① 自宅内    | ② 入所施設内   |
| た        |           |
| ③ その他( ) |           |

しゅうろう おも  
(2) 就労したいと思っていますか？あてはまるものに○をつけてください。

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| つよ おも     | しよくば おも           |
| ① 強く思っている | ② いい職場があれば、したいと思う |
| おも        |                   |
| ③ 思わない    |                   |

とい ねんかん しゅうにゅうがく

問 7 1年間の収入額について、あてはまるものに○をつけてください。

- ① なし しゅうにゅう ばあい うちわけ こと  
収入がある場合は、内訳にもお答えください。
- ② 1円 ~ 200,000円
- ③ 200,001円 ~ 400,000円
- ④ 400,001円 ~ 600,000円
- ⑤ 600,001円 ~ 800,000円
- ⑥ 800,001円 ~ 1,000,000円
- ⑦ 1,000,001円 ~ 1,250,000円
- ⑧ 1,250,001円 ~
- きゅうりょう

① 給料

ねんきん

② 年金

ふくし てあて

③ 福祉手当

せいかつ ほご

④ 生活保護

た

⑤ その他

( )

とい にちじょうせいかつ こま

問 8 日常生活で困っていることすべてに○をつけてください。

- ① 金銭面 きんせんめん けんこうめん きんじょ づ あ
- ② 健康面 けんこうめん ③ 近所付き合い
- ④ 相談相手 そうだんあいて しゅうろう しょうらい ふあん
- ⑤ 就労 しゅうろう ⑥ 将来への不安
- ⑦ 特になし とく た
- ⑧ その他 た

( )



とい にちじょうせいかつ なや そうだん ひと

問 9 日常生活での悩みを相談できる人がいるか○をつけてください。

- ① いる
- ② いない



「いる」場合は、(1)・(2)にもお答えください。

(1) 相談できる人が住む場所すべてに○をつけてください。

- ① 同じ地区おな ちくにいる
- ② 島内とうないにいる
- ③ 島外とうがいにいる

(2) 相談できる人とあなたとの関係について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 同居家族どうきょ かぞく
- ② 親族しんぞく
- ③ 近所きんじよの人ひと
- ④ 別居家族べつきょ かぞく
- ⑤ 友人ゆうじん
- ⑥ 福祉関係者ふくしかんけいしゃ
- ⑦ その他た ( )

とい さいがいじ たいふう おおあめ かじ ふんかとう ひなん

問 10 災害時(台風、大雨、火事、噴火等)の避難について、あてはまるものに○をつけてください。

- ① 避難ひなんできる
- ② 避難ひなんできない



「避難できない」場合は、(1)にもお答えください。

(1) 避難できない理由すべてに○をつけてください。

- ① 日中にっちゅうに家族かぞくが外出がいしゅつしている
- ② 頼れる人たよ ひとがいない
- ③ 避難先ひなんさきが分わからない
- ④ 車くるまなどの移動手段いどうしゅだんがない
- ⑤ 体からだが不自由ふじゆうである
- ⑥ 放送ほうそうがよく聞き取れき とない
- ⑦ その他た ( )

※今後、ご相談いただければと思います。

とい みやけむら よ りよう

問11 三宅村にあつたら良い・利用したいサービスについて、あてはまるもの  
すべてに○をつけてください。

- ① 日中に集まれる場所 にちちゆう あつ ばしよ      ② 障害を持った方が入所できる施設 しょうがい も かた にゆうしょ しせつ
- ③ 外出のための支援 がいしゆつ しえん      ④ 就労につなげる支援 しゅうろう しえん
- ⑤ 訪問サービス（家事・入浴・排せつなどのお手伝いさん） ほうもん かじ にゆうよく はい てつだ
- ⑥ 相談できる場所 そうだん ばしよ      ⑦ 手話通訳者の派遣 しゅわつうやくしゃ はけん
- ⑧ 買い物支援 か ものしえん
- ⑨ その他 た
- ( )

とい こま みやけむら のぞ じゆう きにゆう くだ

問12 困っていることで三宅村に望むことを自由に記入して下さい。

---

---

---

---

きょうりよく  
アンケートへのご協力、どうもありがとうございました。

みやけむら ふくしけんこうか ふくしがかり はやし  
三宅村 福祉健康課 福祉係 林

## 三宅村障害者福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

氏名	委嘱区分	所属	備考
早川 マス子	障害者(家族)代表者	<del>東京都三宅支庁</del>	
作間 俊仁	学識経験者	東京都三宅支庁	
柄澤 悟	医療・保健代表者	東京都島しょ保健所 三宅出張所	副委員長
水田 亮佑		三宅村国民健康保険直営中央診療所	
斉藤 央	障害福祉代表者	三宅島社会福祉協議会	委員長
寺澤 百合子		三宅島民生児童委員協議会	

## 三宅村障害者福祉計画策定委員会 開催経過

第1回	11月17日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 村長からの諮問</li> <li>▪ 委員長及び副委員長の選任</li> <li>▪ 計画策定のスケジュール</li> <li>▪ 計画の策定概要</li> <li>▪ 計画の基本方針(案)</li> <li>▪ 障害福祉サービス等の提供体制の確保の方策(案)</li> <li>▪ 計画策定に係るアンケート調査</li> </ul>
第2回 (書面開催)	2月8日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 障害福祉計画等に係るアンケート結果</li> <li>▪ 第3期障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画(案)について</li> </ul>
第3回 (書面開催)	2月26日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 第3期障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画(案)について</li> <li>▪ 答申(案)</li> </ul>

三宅村

第3期 障害者計画

第6期 障害福祉計画

第2期 障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

発行 / 三宅村

編集 / 三宅村役場 福祉健康課 福祉係

東京都三宅島三宅村阿古497

電話 04994-5-0902